石岡市との「大規模災害時における 広域避難の連携に関する協定」について

1. 協定の概要

本協定は、かすみがうら市と石岡市が霞ヶ浦及び恋瀬川沿川区域において、大規模な水害等が発生、または発生する恐れがあり、市内の指定避難所への避難が困難と判断した場合、 当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市内の避難所の利用にかかる相 互援助を円滑に行うことを目的とする。

2. 協定に係るこれまでの経過

- ◆H28.8.18 霞ヶ浦 洪水浸水想定区域の指定
- ◆H29.8.28 恋瀬川 洪水浸水想定区域の指定
- ◆H30.12.18 協定締結に向けた協議
 - (内容) ・道路や橋などインフラの崩壊により、市内避難が困難な状況を想定すると、 隣接する市外への避難も検討しなければならない。
 - ・想定される地区は、石岡市が府中、井関地区、当市は粟田、高倉地区。
- ◆H31.1.20 洪水 HM 住民説明会時、大規模水害時にかすみがうら市への避難要望がある。 (石岡市)
- ◆H31.2.23 粟田・高倉地区対象「住民避難力強化事業」において、防災マイマップを作成し、避難先や避難経路等を話し合った。(かすみがうら市)
- ◆R1.6.13 協定締結に向けた協議

(内容) ・協定書(案)の確認

3. 協定書(案)の主な内容

「避難所の相互援助]

- ・地域防災計画及び避難所マニュアル等に基づき、可能な限り援助活動を行うものとする。 [相互援助内容]
- ・協定市内の指定避難所の相互利用

※参考) 想定される地区

石岡市:府中、井関地区 ⇒ かすみがうら市:新治小、旧宍倉小、旧志士庫小を想定かすみがうら市:粟田、高倉地区 ⇒ 石岡市:石岡海洋センターを想定

- ・指定避難所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- ・援助物資の調達及び提供

「援助の要請]

・各市の避難勧告等の発令状況を相互に伝達し、市内の指定避難所への避難が困難と判断 した場合に援助を要請する。

[援助の経費負担]

・援助に要する経費の負担(法令その他別に定めがあるものは除く)は、援助を行う協定 市が負担する。

(参考:想定される地区 ※かすみがうら市総合防災マップより)

